

和歌山県職員措置請求に係る監査結果

第1 監査請求

1 請求人

和歌山県田辺市天神崎2番17号 畑中正好
和歌山県和歌山市元寺町三丁目27 中北幸次

2 請求年月日

平成28年5月19日

3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の趣旨

ア 県知事は、次の各議員に対し同議員らが違法に支出した次の政務調査費の不当利得返還請求をせよ

- (ア) 尾崎太郎議員 121万8,544円
- (イ) 谷洋一議員（以下「谷議員」という。） 165万4,732円
- (ウ) 中村裕一議員（以下「中村議員」という。） 43万6,776円
- (エ) 新島雄議員（以下「新島議員」という。） 196万9,088円
- (オ) 花田健吉議員（以下「花田議員」という。） 27万3,825円
- (カ) 藤山将材議員（以下「藤山議員」という。） 233万2,098円
- (キ) 前芝雅嗣議員（以下「前芝議員」という。） 11万5,739円
- (ク) 向井嘉久蔵元議員（以下「向井元議員」という。） 78万5,632円
- (ケ) 山田正彦議員（以下「山田議員」という。） 225万2,862円
- (コ) 吉井和視議員（以下「吉井議員」という。） 290万7,555円

イ 県知事は仁坂吉伸知事（以下「仁坂知事」という。）に対し、同知事の次の各議員に対する各違法支出金の不当利得返還請求権の不行使によって県が被った各損害の賠償請求をせよ

- (ア) 尾崎太郎議員に対する 181万9,333円
- (イ) 谷議員に対する 277万4,211円
- (ウ) 中村議員に対する 70万2,639円
- (エ) 新島議員に対する 250万5,775円
- (オ) 花田議員に対する 44万500円
- (カ) 藤山議員に対する 359万9,752円
- (キ) 前芝議員に対する 18万6,187円
- (ク) 松本貞次元議員（以下「松本元議員」という。）に対する 329万4,912円
- (ケ) 町田亘元議員（以下「町田元議員」という。）に対する 33万4,598円
- (コ) 向井元議員に対する 124万4,010円
- (サ) 山田議員に対する 402万7,529円
- (シ) 吉井議員に対する 456万6,451円

との措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 当事者

(ア) 請求人

請求人らは和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監

視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。

- (イ) 尾崎太郎、谷洋一、中村裕一、新島雄、花田健吉、藤山将材、前芝雅嗣、松本貞次、町田亘、向井嘉久藏、山田正彦及び吉井和視

同人らは、政務調査費を受領した当時、和歌山県議会議員であり、受領した政務調査費の一部を違法に支出し不当に利得している相手方らである。

- (ウ) 仁坂吉伸

同人は、現職の知事であり、前記各議員に対する不当利得返還請求権の行使をいたずらに怠った相手方である。

イ 政務調査費（公金）の受領及び不当利得

上記各議員は、平成 18 年度から同 24 年度に、地方自治法及び和歌山県政務調査費の交付に関する条例（但し、現行条例が平成 25 年 3 月 1 日に施行される前の旧条例。以下「条例」という。）、和歌山県政務調査費の交付に関する規程（但し、現行規程が平成 25 年 3 月 1 日に施行される前の旧規程。以下「規程」という。）に基づき政務調査費を受領し、政務調査費としては充てることのできない経費に違法に支出（事務所に係る事務所費、事務費、人件費にして、事務所併用による按分率を超えた支出）し、もって不当利得している。

ウ 確定判決とその準拠

和歌山県議会議員が使途した政務調査費の違法支出をめぐっては、本件対象年度に先行して 2 件の確定判決すなわち、平成 26 年 2 月に確定した平成 14 年度から同 17 年度の事務所費、事務費、人件費支出の一部違法を認めた判決【大阪高等裁判所平成 25 年（行コ）第 40 号事件（原審・和歌山地方裁判所平成 19 年（行ウ）第 7 号）】（以下「第一次訴訟確定判決」という。）及び、昨年 8 月に確定した平成 18 年度の事務所費、事務費、人件費支出の一部違法を認めた判決【大阪高等裁判所平成 26 年（行コ）第 182 号事件（原審・和歌山地方裁判所平成 23 年（行ウ）第 7 号）】（以下「第二次訴訟確定判決」という。）が存する。なお、本件対象の議員らは、第二次訴訟確定判決の対象とはなっていない。

両確定判決は、政務調査用事務所に他の目的の事務所が併設されている場合、当該事務所の費用として支出された事務費、人件費等については、按分した金額についてのみ政務調査費を支出できると判示し、とりわけ、第二次訴訟確定判決は、支出した議員側からも保存期間徒過を理由にそれらの支出に関する裏付け証拠の提出が一切ない元で、第一次訴訟確定判決に準拠して一部違法を認めたのである。

そうすると、本件においても、支出の裏付け証拠の保存期間が徒過しているとして議員側に支出の裏付け証拠資料等が一切ないとしても、第一次確定判決が対象とする平成 14 年度から同 17 年度の後に、事実関係の変更が推認される特段の事情が認められないことから、第一次訴訟確定判決の判示は、本件住民監査請求においても基本的に準拠できると解すべきである。

エ 各議員の違法支出

- (ア) 尾崎太郎議員

a 第一次訴訟確定判決の内容

尾崎太郎議員の確定判決の内容は、次のとおりであった。なお、併設団体に事務所費、光熱費、消耗品費や人件費の支出がある場合に、その支出も政務調

査費の該当する支出に加えて按分するよう認める判示があるが、併設団体にかかる支出のあることの主張を議員側においてしない場合には考慮されないことであるので、本監査請求においては一切考慮していない。

事務所設置状況等について、政務調査用事務所は、自宅とは別の場所に設置され、「自由民主党和歌山県笑顔支部」及び「太成会」と併設されていた。

人件費について、政務調査費収支報告書において、事務所費に計上した経費は、人件費に計上されるべきものであったから、以下、人件費とする。

尾崎太郎議員が「太成会」の人件費については別人を雇用していたとする陳述は具体的であり信用できる。

従って、上記の認定事実のとおり、他の目的のものが併設されているから、社会通念上相当な按分割合として、その2分の1を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

b 本件事務所設置状況等

尾崎太郎議員の政務調査用事務所は、平成18年度から同24年度の間も、自宅とは別の場所に設置され、「自由民主党和歌山県笑顔支部」及び「太成会」と併設されていたと容易に推認できる。

c 本件事務所費とその違法

尾崎太郎議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成24年度25万8,441円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「家賃、地代、光熱水費」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記の併用状況からすれば、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超えて政務調査費を支出した部分である平成24年度17万2,294円の支出は違法である。

d 本件事務費とその違法

尾崎太郎議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度1万円、平成20年度8万4千円、同21年度6万円、同22年度6万円、同23年4月5千円、5月以降平成23年度5万5千円、平成24年度6万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、平成18年度に「消耗品等」、同20年度と同21年度に「携帯電話等」、同22年度に「携帯代」、同23年4月に「携帯電話等」、5月以降平成23年度に「携帯電話」、平成24年度に「通信費（携帯代）」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

携帯電話使用料について、尾崎太郎議員は、前記の収支報告書の記載からすれば、平成22年度6万円、5月以降平成23年度5万5千円及び平成24年度6万円の各支出は、携帯電話使用料のみに支出していると、容易に推認できる。

そして、上記bの併用状況に加え、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に「自由民主党和歌山県笑顔支部」及び「太成会」の各活動や私的にも使用されたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超えて支出した部分である平成22年度4万5千円、5月以降平成23年度4万1,250円、平成24年度4万5千円の支出は違法である。

消耗品等について、尾崎太郎議員は、上記以外の携帯電話使用料を含む消耗

品費等として、平成 18 年度 1 万円、平成 20 年度 8 万 4 千円、同 21 年度 6 万円及び同 23 年 4 月 5 千円を支出している。

そして、上記 b のとおりの併用状況からすれば、社会通念上相当な按分割合として、その 3 分の 1 を超えて支出した部分である平成 18 年度 6,667 円、平成 20 年度 5 万 6 千円、同 21 年度 4 万円及び同 23 年 4 月 3,333 円の支出は違法である。

e 本件人件費とその違法

尾崎太郎議員は、人件費（なお、平成 18 年度の収支報告書には事務所費に計上されているが確定判決に準拠して人件費とする）として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成 18 年度 110 万円、5 月以降平成 19 年度から平成 22 年度各 110 万円、平成 23 年 4 月 5 万円、5 月以降平成 23 年度と平成 24 年度各 96 万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、平成 24 年度に「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記 b のとおり尾崎太郎議員の政務調査用事務所には、他の目的のものが併設されているものの、それまでの「太成会」の人件費については別人を雇用していたとする陳述は具体的であり信用できると判示されておりその後もそのように推認できるから、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分である平成 18 年度 55 万円、5 月以降平成 19 年度から平成 22 年度各 55 万円、平成 23 年 4 月 2 万 5 千円、5 月以降平成 23 年度と平成 24 年度各 48 万円の支出は違法である。

f 小活

よって、尾崎太郎議員の違法支出の各年度の合計は、平成 18 年度 55 万 6,667 円、5 月以降平成 19 年度 55 万円、平成 20 年度 60 万 6 千円、同 21 年度 59 万円、同 22 年度 59 万 5 千円、同 23 年 4 月 2 万 8,333 円、5 月以降平成 23 年度 52 万 1,250 円、平成 24 年度 69 万 7,294 円であり、その総合計は 414 万 4,544 円となる。

(イ) 谷議員

a 第一次訴訟確定判決の内容

谷議員の確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、政務調査用事務所は、自宅に設置され、後援会及び「自由民主党和歌山県東牟婁郡第一支部」と併設されていた。

政務調査用事務所の固定電話の使用料につき、平成 16 年度は合計 14 万 602 円、平成 17 年度は合計 12 万 3,929 円を支払っている。そして、上記の併用状況及びその汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超える支出は違法である。

ファックス用電話の使用料として、平成 16 年度は合計 3 万 3,260 円、平成 17 年度は合計 3 万 1,879 円を支払っている。そして、上記の併用状況及びその汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超える支出は違法である。

インターネット使用料は、平成 16 年度及び同 17 年度に各合計 6 万 480 円を支払っている。そして、上記の併用状況及びその汎用性の高さを考慮すれば、

社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超える支出は違法である。

携帯電話の使用料は、平成 16 年度は合計 7 万 124 円、平成 17 年度は合計 5 万 2,283 円を支払っている。そして、上記の併用状況及びその汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超える支出は違法である。

事務用品購入費等について、上記の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その 3 分の 1 を超える支出は違法である。

人件費について、上記の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その 3 分の 1 を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

谷議員の政務調査用事務所は、自宅に設置され、後援会及び「自由民主党和歌山県東牟婁郡第一支部」と併設されていたと容易に推認できる。

c 本件事務費とその違法

谷議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成 18 年度 46 万 1,233 円、5 月以降平成 19 年度 37 万 5,012 円、平成 20 年度 26 万 7,877 円、同 21 年度 36 万 638 円、同 22 年度 40 万 8,371 円、5 月以降平成 23 年度 18 万 229 円、平成 24 年度 26 万 6,669 円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「電話、FAX、パソコン」あるいは「通信費・事務用品購入費・コピー用紙」などとする以外に何の説明もない。

谷議員は、政務調査用事務所の固定電話の使用料につき、平成 16 年度は合計 14 万 602 円、平成 17 年度は合計 12 万 3,929 円を支払っている。そこで、平成 18 年度、同 19 年度、同 21 年度及び同 22 年度にもその平均額である 13 万 2,265 円（但し、平成 19 年 4 月は同額の 1/12、5 月以降平成 19 年度は同額の 11/12 の額）を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記 b の併用状況及びその汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超える平成 18 年度、同 19 年度同 21 年度及び同 22 年度に各 9 万 9,199 円（但し、平成 19 年 4 月は同額の 1/12、5 月以降平成 19 年度は同額の 11/12 の額）の支出は違法である。

谷議員は、ファックス用電話の使用料として、平成 16 年度は合計 3 万 3,260 円、平成 17 年度は合計 3 万 1,879 円を支払っている。そこで、平成 18 年度、同 19 年度、同 21 年度及び同 22 年度もその平均額である 3 万 2,570 円（但し、平成 19 年 4 月は同額の 1/12、5 月以降は同額の 11/12 の額）を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記 b の併用状況及びその汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超える平成 18 年度、同 19 年度、同 21 年度及び同 22 年度に各 2 万 4,427 円（但し、平成 19 年 4 月は同額の 1/12、5 月以降平成 19 年度は同額の 11/12 の額）の支出は違法である。

インターネット使用料について、谷議員は、平成 16 年度及び同 17 年度に各合計 6 万 480 円を支払っている。そこで、平成 18 年度、同 19 年度、同 21 年度及び同 22 年度にもその平均額である 6 万 480 円（但し、平成 19 年 4 月は同額の 1/12、5 月以降は同額の 11/12 の額）を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記 b の併用状況及びその汎用性の高さを考慮すれば、社会通

念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超える平成 18 年度、同 19 年度、同 21 年度及び同 22 年度に各 4 万 5,360 円（但し、平成 19 年 4 月は同額の 1/12、5 月以降平成 19 年度は同額の 11/12 の額）の支出は違法である。

携帯電話使用料について、谷議員は、平成 16 年度は合計 7 万 124 円、平成 17 年度は合計 5 万 2,283 円を支払っている。そこで、平成 18 年度、同 19 年度、同 21 年度及び同 22 年度にもその平均額である 6 万 1,204 円（但し、平成 19 年 4 月は同額の 1/12、5 月以降平成 19 年度は同額の 11/12 の額）を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記 b の併用状況及びその汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超える平成 18 年度、同 19 年度、同 21 年度及び同 22 年度に各 4 万 5,903 円（但し、平成 19 年 4 月は同額の 1/12、5 月以降平成 19 年度は同額の 11/12 の額）の支出は違法である。

事務用品購入費等について、谷議員は、平成 18 年度 17 万 4,714 円、5 月以降平成 19 年度 11 万 2,369 円、平成 20 年度 26 万 7,877 円、同 21 年度 7 万 4,119 円、同 22 年度 12 万 1,852 円、5 月以降平成 23 年度 18 万 229 円、同 24 年度 26 万 6,669 円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記 b の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その 3 分の 1 を超える平成 18 年度 11 万 6,476 円、5 月以降平成 19 年度 7 万 4,913 円、平成 20 年度 17 万 8,585 円、同 21 年度 4 万 9,413 円、同 22 年度 8 万 1,235 円、5 月以降平成 23 年度 12 万 153 円、同 24 年度 17 万 7,779 円の支出は違法である。

d 本件人件費とその違法

谷議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成 18 年度 96 万円、5 月以降平成 19 年度 69 万 8 千円、平成 20 年度 99 万 8,400 円、同 21 年度 99 万 6 千円、同 22 年度 101 万 400 円、平成 23 年 4 月 4 万 8 千円、5 月以降平成 23 年度 105 万 6 千円、平成 24 年度 97 万 9,200 円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「賃金」あるいは「事務員雇用賃金」等とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記 b の併用状況から、社会通念上相当な按分割合として、その 3 分の 1 を超える平成 18 年度 64 万円、5 月以降平成 19 年度 46 万 5,333 円、平成 20 年度 66 万 5,600 円、同 21 年度 66 万 4 千円、同 22 年度 67 万 3,600 円、平成 23 年 4 月 3 万 2 千円、5 月以降平成 23 年度 70 万 4 千円、平成 24 年度 65 万 2,800 円の支出は違法である。

e 小活

よって、谷議員の違法支出の各年度の合計は、平成 18 年度 97 万 1,365 円、平成 19 年 4 月 1 万 7,906 円、5 月以降平成 19 年度 73 万 7,228 円、平成 20 年度 84 万 4,185 円、同 21 年度 92 万 8,302 円、同 22 年度 96 万 9,724 円、同 23 年 4 月 3 万 2 千円、5 月以降平成 23 年度 82 万 4,153 円、平成 24 年度 83 万 579 円であり、その総合計は 615 万 5,442 円となる。

(㇑) 中村議員

a 第一次訴訟確定判決の内容

中村議員に関する上記確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、政務調査用事務所は、自宅とは別の場所に設置され、後援会、政治団体「裕政会」及び「裕和会」と併設されていた。

携帯電話の使用料として、平成 16 年度は合計 36 万 2,295 円、平成 17 年度は合計 20 万 7,413 円を支払っている。そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外にも後援会、「裕政会」及び「裕和会」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その 5 分の 1 を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

中村議員の政務調査用事務所は、平成 18 年度から同 24 年度の間も、自宅とは別の場所に設置されていた。但し、後援会、政治団体「裕政会」及び「裕和会」は、自宅に移転し設置されていたと容易に推認できる。

c 本件事務費とその違法

中村議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成 18 年度 37 万 5,595 円、5 月以降平成 19 年度 33 万 2,807 円、平成 20 年度 64 万 9,149 円、同 21 年度 71 万 6,053 円、同 22 年度 82 万 5,686 円、同 23 年 4 月 5 万 8,257 円、5 月以降平成 23 年度 57 万 4,736 円、平成 24 年度 63 万 2,424 円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務機器借上料、コピー用紙購入費、事務用品・備品購入、通信費」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

中村議員は、携帯電話の使用料として、平成 16 年度は合計 36 万 2,295 円、平成 17 年度は合計 20 万 7,413 円を支払っている。そこで、平成 18 年度から同 24 年度の間各年度にもその平均額である 28 万 4,854 円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外にも後援会、「裕政会」及び「裕和会」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その 5 分の 1 を超える平成 18 年度から同 24 年度各 22 万 7,883 円（但し 4 月分と 5 月以降に分かれている年度はその金額の 1/12 と 11/12 の金額）の支出は違法である。

d 小活

よって、中村議員の違法支出の各年度の合計は、平成 18 年度 22 万 7,883 円、平成 19 年 4 月 1 万 8,990 円、5 月以降平成 19 年度 20 万 8,893 円、平成 20 年度から同 22 年度各 22 万 7,883 円、同 23 年 4 月 1 万 8,990 円、5 月以降平成 23 年度 20 万 8,893 円、平成 24 年度 22 万 7,883 円であり、その総合計は 159 万 5,181 円となる。

(エ) 新島議員

a 第一次訴訟確定判決の内容

新島議員に関する上記確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、政務調査用事務所は、自宅に設置されており、「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」及び政治団体「雄新会」と併設されていた。

携帯電話の使用料として、平成 16 年度は合計 6 万 1,869 円、平成 17 年度は合計 6 万 1,202 円を支払っている。そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」及び政治団

体「雄新会」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える支出は違法である。

事務用品・備品購入費、プリンター代及び輪転機リース料について、上記のとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

新島議員の政務調査用事務所は、平成18年度から同24年度の間も、自宅に設置されており、「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」及び政治団体「雄新会」と併設されていた。また、自宅とは別の場所に後援会が設置されていたと容易に推認できる。

c 本件事務費とその違法

新島議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度26万3,891円、5月以降平成19年度29万3,096円、平成20年度28万7,575円、同21年度30万5,218円、同22年度69万150円、5月以降平成23年度75万1,546円、平成24年度109万7,697円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「通信費、消耗品リース代、郵送料、写真代」などとする以外に何の説明もない。ということからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

携帯電話使用料について、新島議員は、平成16年度は合計6万1,869円、平成17年度は合計6万1,202円を支払っていた。そこで、平成18年度から同22年度の各年度、5月以降平成23年度及び平成24年度にもその平均額である6万1,535円（但し平成19年4月分は同額の1/12の金額、5月以降の平成19年度と同23年度は同額の11/12の金額）を支払ったものと推認するのが相当である。そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外にも「自由民主党和歌山県和歌山市第三支部」、政治団体「雄新会」及び後援会の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1を超える平成18年度以降同22年度及び5月以降平成23年度と平成24年度の各年度にもその平均額である4万9,228円（但し平成19年4月分は同額の1/12の金額、5月以降の19年度と23年度は同額の11/12の金額）の支出は違法である。

通信費、消耗品リース代、郵送料、写真代について、新島議員は、平成18年度20万2,356円、5月以降平成19年度23万6,689円、平成20年度22万6,040円、同21年度24万3,683円、同22年度62万8,615円、5月以降平成23年度69万5,139円、平成24年度103万6,162円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bのとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える平成18年度13万4,904円、5月以降平成19年度15万7,793円、平成20年度15万693円、同21年度16万2,455円、同22年度41万9,077円、5月以降平成23年度46万3,426円、平成24年度69万775円の支出は違法である。

d 本件人件費とその違法

新島議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成20年度74万1,500円、同21年度72万5千円、同22年度88万6,300円、同23

年4月8万6千円、5月以降平成23年度45万5千円、平成24年度62万5,800円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「2名分」とする以外に何の説明もない。

そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

本件人件費は、上記bのとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その3分の1を超える平成20年度49万4,333円、同21年度48万3,333円、同22年度59万867円、同23年4月5万7,333円、5月以降平成23年度30万3,333円、平成24年度41万7,200円の支出は違法である。

e 小活

よって、新島議員の違法支出の各年度の合計は、平成18年度18万4,132円、平成19年4月4,102円、5月以降平成19年度20万2,919円、平成20年度69万4,254円、同21年度69万5,016円、同22年度105万9,172円、同23年4月5万7,333円、5月以降平成23年度81万1,885円、平成24年度115万7,203円であり、その総合計は486万6,016円となる。

(オ) 花田議員

a 第一次訴訟確定判決の内容

花田議員に関する上記確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、花田議員の政務調査用事務所は、自宅とは別の場所に設置され、後援会、「自由民主党和歌山県日高郡第三支部」（但し平成17年11月11日に設立）、政治団体「九十九会」及び「新社会システム創成会」と併設されていた。

事務所敷地賃借料として、平成16年度と同17年度に各12万円を支払った。そして、上記のと通りの併設状況から、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1（但し自由民主党和歌山県日高郡第三支部が設立されるまでは4分の1）を超える支出は違法である。

携帯電話の使用料として、平成16年度は合計27万5,162円、平成17年度は合計24万7,822円を支払っている。そして、上記のと通りの併設状況及び私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その6分の1（但し自由民主党和歌山県日高郡第三支部が設立されるまでは5分の1）を超える支出は違法である。

事務用品・備品購入費、固定電話使用料、リース等について、上記のとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1（但し自由民主党和歌山県日高郡第三支部が設立されるまでは4分の1）を超える支出は違法である。

人件費について、上記のとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その5分の1（但し自由民主党和歌山県日高郡第三支部が設立されるまでは4分の1）を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

花田議員の政務調査用事務所は、自宅とは別の場所に設置され、平成18年度には、「自由民主党和歌山県日高郡第三支部」及び政治団体「九十九会」が併設されていた、と容易に推認できるが、その後、平成19年度以降には、「自由

民主党和歌山県日高郡第三支部」は自宅に、政治団体「九十九会」は自宅とは別の場所に移転し、それぞれ政務調査用事務所とは別の場所で設置されていたことが容易に推認できる。

c 本件事務所費とその違法

花田議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成 18 年度 13 万 4,743 円を支出し、主たる内訳欄には、「地代、電気代」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記の併用状況からすれば、社会通念上相当な按分割合として、その 3 分の 1 を超える平成 18 年度 8 万 9,829 円の支出は違法である。

d 本件事務費とその違法

花田議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成 18 年度 47 万 9,830 円、5 月以降平成 19 年度 66 万 5,957 円、平成 20 年度 46 万 7,944 円、同 21 年度 46 万 2,909 円、同 22 年度 41 万 8,131 円、同 23 年 4 月 3 万 4,323 円、5 月以降平成 23 年度 35 万 6,564 円、平成 24 年度 38 万 1,020 円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、平成 20 年度に「携帯電話 19 万 487 円」とする金額の記載があるものの、「備品消耗品、電気代」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

花田議員は、携帯電話の使用料として、平成 16 年度は合計 27 万 5,162 円、平成 17 年度は合計 24 万 7,822 円を支払っていた。そこで、平成 18 年度及び同 19 年度の各年度にもその平均額である 26 万 1,492 円（但し平成 19 年 4 月分は同額の 1/12 の金額、5 月以降 19 年度は同額の 11/12 の金額）を支払ったものと推認できる。平成 20 年度は、収支報告書の主たる内訳欄に記載のある携帯電話 19 万 487 円を支払ったものと推認できる。そこで、平成 21 年度から同 24 年度の間の各年度には各 19 万 487 円を支払ったものと推認するのが相当である。

そして、上記 b の併用状況あるいは設置状況及び携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超える平成 18 年度 19 万 6,119 円、同 19 年 4 月 1 万 6,343 円、5 月以降平成 19 年度 17 万 9,776 円、平成 20 年度 14 万 2,865 円、同 21 年度から同 24 年度に各 14 万 2,865 円（但し平成 23 年 4 月分は同額の 1/12 の金額、5 月以降 23 年度は同額の 11/12 の金額）の支出は違法である。

花田議員は、事務用品・備品購入費などの費用として、平成 18 年度に 21 万 8,338 円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記 b のとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その 3 分の 1 を超える 14 万 5,559 円の支出は違法である。

e 本件人件費とその違法

花田議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成 18 年度に 144 万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務職員」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。この人件費は、上記 b のとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その 3 分の 1

を超える 96 万円の支出は違法である。

f 小活

よって、花田議員の違法支出の各年度の合計は、平成 18 年度 139 万 1,507 円、平成 19 年 4 月 1 万 6,343 円、5 月以降平成 19 年度 17 万 9,776 円、平成 20 年度から同 22 年度各 14 万 2,865 円、同 23 年 4 月 1 万 1,905 円、5 月以降平成 23 年度 13 万 960 円、平成 24 年度 14 万 2,865 円であり、その総合計は 230 万 1,951 円となる。

(カ) 藤山議員

a 第一次訴訟確定判決の内容

藤山議員に関する上記確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、政務調査用事務所は、平成 17 年 1 月以降は、政務調査費から事務所費の 50%を支出していた届出のない政治団体が併設されていた。

政務調査用事務所の平成 17 年 1 月以降の事務所賃料、電気料金及び書籍棚代については、上記のとおり他のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超える支出は違法である。

携帯電話の使用料として、平成 16 年度は合計 19 万 9,314 円（但し、平成 16 年 4 月、5 月、9 月から翌年 3 月の 9 ヶ月分）、平成 17 年度は合計 15 万 1,671 円（4 月から 9 月、11 月から翌年 1 月までの 9 ヶ月分）を支払っている。そして、上記のとおり調査研究以外に、後援会及び政治団体の各活動や私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超える支出は違法である。

事務用品・備品購入費等について、上記のとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超える支出は違法である。

人件費について、上記のとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

藤山議員の政務調査用事務所は、平成 18 年度以降も、政務調査費から事務所費の 50%を支出していた届出のない政治団体が併設されていた。また、後援会は自宅に設置されていたと容易に推認できる。

c 本件事務所費とその違法

事務所費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成 18 年度 25 万 1,364 円、5 月以降平成 19 年度 52 万 265 円、平成 20 年度 56 万 5,003 円、同 21 年度 71 万 9,239 円、同 22 年度 73 万 5,271 円、同 23 年 4 月 5 万 5,412 円、5 月以降平成 23 年度 100 万 4,231 円、平成 24 年度 105 万 4,659 円を支出し、主たる内訳欄には、「光熱費、事務所家賃」などとする以外に何の説明もない。ということからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記 b の併用状況からすれば、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超える平成 18 年度 12 万 5,682 円、5 月以降平成 19 年度 26 万 132 円、平成 20 年度 28 万 2,501 円、同 21 年度 35 万 9,619 円、同 22 年度 36 万 7,635 円、

同 23 年 4 月 2 万 7,706 円、5 月以降平成 23 年度 50 万 2,115 円、平成 24 年度 52 万 7,329 円の支出は違法である。

d 本件事務費とその違法

事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成 18 年度 41 万 7,968 円、5 月以降平成 19 年度 28 万 9,418 円、平成 20 年度 39 万 6,921 円、同 21 年度 29 万 9,552 円、同 22 年度 16 万 6,072 円、同 23 年 4 月 7,050 円、5 月以降平成 23 年度 37 万 5,358 円、平成 24 年度 20 万 2,707 円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務用品購入費、事務機器購入費、通信費（電話）等」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

携帯電話の使用料として、平成 16 年度は合計 19 万 9,314 円（但し、平成 16 年 4 月、5 月、9 月から翌年 3 月の 9 ヶ月分）、平成 17 年度は合計 15 万 1,671 円（4 月から 9 月、11 月から翌年 1 月までの 9 ヶ月分）を支払っていた。そこで、平成 18 年度から同 21 年度及び 5 月以降平成 23 年度の各年度にもその平均額（各年度の支出を 9 分の 12 にして 2 年分の平均）である 23 万 3,990 円（但し 4 月分と 5 月以降分に分かれている年度は同額の 1/12 と 11/12 の金額）を支払ったものと推認するのが相当である。そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会及び政治団体の各活動や私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超える平成 18 年度 17 万 5,492 円、同 19 年 4 月 1 万 4,624 円、5 月以降平成 19 年度 16 万 868 円、平成 20 年度 17 万 5,492 円、同 21 年度 17 万 5,492 円、5 月以降平成 23 年度 16 万 868 円の支出は違法である。

事務用品・備品購入費などの費用として、平成 18 年度 18 万 3,978 円、5 月以降平成 19 年度 7 万 4,927 円、平成 20 年度 16 万 2,931 円、同 21 年度 6 万 5,562 円、同 22 年度 16 万 6,072 円、同 23 年 4 月 7,050 円、5 月以降平成 23 年度 16 万 867 円、平成 24 年度 20 万 2,707 円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記 b のとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超える平成 18 年度 9 万 1,989 円、5 月以降平成 19 年度 3 万 7,463 円、平成 20 年度 8 万 1,465 円、同 21 年度 3 万 2,781 円、同 22 年度 8 万 3,036 円、同 23 年 4 月 3,525 円、5 月以降平成 23 年度 8 万 433 円、平成 24 年度 10 万 1,353 円の支出は違法である。

e 本件人件費とその違法

人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成 18 年度 96 万円、5 月以降平成 19 年度 132 万円、平成 20 年度 126 万 6 千円、同 21 年度 131 万 5 千円、同 22 年度 136 万円、同 23 年 4 月 8 万円、5 月以降平成 23 年度 96 万円、平成 24 年度 96 万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」とする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

この人件費は、上記 b のとおり他のものが併用された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超える平成 18 年度 48 万円、5 月以降平成 19 年度 66 万円、平成 20 年度 63 万 3 千円、同 21 年度 65 万 7,500 円、同 22 年度 68 万円、同 23 年 4 月 4 万円、5 月以降平成 23 年度 48

万円、平成 24 年度 48 万円の支出は違法である。

f 小活

よって、藤山議員の違法支出の各年度の合計は、平成 18 年度 87 万 3,163 円、平成 19 年 4 月 1 万 4,624 円、5 月以降平成 19 年度 111 万 8,463 円、平成 20 年度 117 万 2,458 円、同 21 年度 122 万 5,392 円、同 22 年度 113 万 671 円、同 23 年 4 月 7 万 1,231 円、5 月以降平成 23 年度 122 万 3,416 円、平成 24 年度 110 万 8,682 円であり、その総合計は 793 万 8,100 円となる。

(キ) 前芝議員

a 第一次訴訟確定判決の内容

前芝議員に関する上記確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、前芝議員の政務調査用事務所は、自宅に設置され、後援会、「自由民主党和歌山県東牟婁郡第二支部」と併設されていた。

前芝議員は、携帯電話の使用料として、平成 16 年度は合計 7 万 8,960 円、平成 17 年度は合計 8 万 2,068 円を支払っている。

そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外にも後援会、「自由民主党和歌山県東牟婁郡第二支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

前芝議員の政務調査用事務所は自宅に設置されていたが、平成 18 年度の中頃に自宅とは別の場所に移転しているが、後援会、「自由民主党和歌山県東牟婁郡第二支部」は平成 18 年度以降も自宅に設置されていたと推認できる。

c 本件事務費とその違法

前芝議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成 18 年度 13 万 4,784 円、5 月以降平成 19 年度 17 万 1,751 円、平成 20 年度 34 万 6,278 円、同 21 年度 26 万 8,430 円、同 22 年度 27 万 3,668 円、同 23 年 4 月 2 万 1,337 円、5 月以降平成 23 年度 23 万 8,840 円、平成 24 年度 22 万 8,373 円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務機器賃上料、通信費等」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

前芝議員は、携帯電話の使用料として、平成 16 年度は合計 7 万 8,960 円、平成 17 年度は合計 8 万 2,068 円を支払っている。そこで、平成 18 年度から同 24 年度の間もその平均額である 8 万 514 円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外にも後援会及び「自由民主党和歌山県東牟婁郡第二支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超える平成 18 年度から同 24 年度各 6 万 385 円（但し 4 月分と 5 月以降に分かれている年度はその金額の 1/12 と 11/12 の金額）の支出は違法である。

d 小活

よって、前芝議員の違法支出の各年度の合計は、平成 18 年度 6 万 385 円、平成 19 年 4 月 5,032 円、5 月以降平成 19 年度 5 万 5,354 円、平成 20 年度から同 22 年度各 6 万 385 円、同 23 年 4 月 5,032 円、5 月以降平成 23 年度 5 万 5,354

円、平成 24 年度 6 万 385 円であり、その総合計は 42 万 2,697 円となる。

(ク) 松本元議員

a 第一次訴訟確定判決の内容

松本元議員に関する上記確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、松本元議員の政務調査用事務所は、自宅とは別の場所に設置され、後援会と併設されていた。

事務所費について、上記のとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

携帯電話の使用料として、平成 16 年度は合計 6 万 5,824 円(但し 5 月分から)、平成 17 年度は合計 6 万 5,266 円を支払っている。そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外にも後援会の活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その 3 分の 1 を超える支出は違法である。

事務用品・備品購入、固定電話等について、上記のとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超える支出は違法である。

人件費について、上記のとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

松本元議員の政務調査用事務所は、自宅とは別の場所に設置され、後援会と併設されていたと容易に推認できる。

c 本件事務所費とその違法

松本元議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成 18 年度 24 万 6,768 円、5 月以降平成 19 年度 34 万 3,550 円、平成 20 年度 29 万 8,725 円、同 21 年度 40 万 4,068 円、同 22 年度 38 万 173 円、同 23 年 4 月 1 万 5,846 円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「光熱水費等」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記 b のとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超える平成 18 年度 12 万 3,384 円、5 月以降平成 19 年度 17 万 1,775 円、平成 20 年度 14 万 9,362 円、同 21 年度 20 万 2,034 円、同 22 年度 19 万 86 円、同 23 年 4 月 7,923 円の支出は違法である。

d 本件事務費とその違法

松本元議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成 18 年度 44 万 4,658 円、5 月以降平成 19 年度 34 万 8,193 円、平成 20 年度 41 万 5,370 円、同 21 年度 27 万 7,830 円、同 22 年度 27 万 923 円、同 23 年 4 月 2 万 6,456 円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務機器保守契約費、事務用品購入費、通信費等」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

松本元議員は、携帯電話の使用料として、平成 16 年度は合計 6 万 5,824 円（但し 5 月分から）、平成 17 年度は合計 6 万 5,266 円を支払っている。そこで、平成 18 年度から同 23 年 4 月の間の各年度にもその平均額である 6 万 8,537 円（但し平成 16 年度は 5 月分からであるから 12/11 にしてその 2 年間の平均）を支払ったものと推認するのが相当である。そして、携帯電話の汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外にも後援会の活動や、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その 3 分の 1 を超える平成 18 年度から同 23 年 4 月の間の各年度に各 4 万 5,691 円（但し 4 月分と 5 月以降に分かれている年度はその金額の 1/12 と 11/12 の金額）の支出は違法である。

松本元議員は、事務用品・備品購入、固定電話等として、平成 18 年度 37 万 6,121 円、5 月以降平成 19 年度 28 万 5,367 円、平成 20 年度 34 万 6,833 円、同 21 年度 20 万 9,293 円、同 22 年度 20 万 2,386 円、同 23 年 4 月 2 万 745 円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記 b のとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超える平成 18 年度 18 万 8,060 円、5 月以降平成 19 年度 14 万 2,683 円、平成 20 年度 17 万 3,416 円、同 21 年度 10 万 4,646 円、同 22 年度 10 万 1,193 円、同 23 年 4 月 1 万 372 円の支出は違法である。

e 本件人件費とその違法

松本元議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成 18 年度 80 万円、5 月以降平成 19 年度 120 万円、平成 20 年度 120 万円、同 21 年度 116 万円、同 22 年度 193 万円、同 23 年 4 月 14 万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

上記 b のとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超える平成 18 年度 40 万円、5 月以降平成 19 年度 60 万円、平成 20 年度 60 万円、同 21 年度 58 万円、同 22 年度 96 万 5 千円、同 23 年 4 月 7 万円の支出は違法である。

f 小活

よって、松本元議員の違法支出の各年度の合計は、平成 18 年度 75 万 7,135 円、平成 19 年 4 月 3,807 円、5 月以降平成 19 年度 95 万 6,342 円、平成 20 年度 96 万 8,469 円、同 21 年度 93 万 2,371 円、同 22 年度 130 万 1,970 円、同 23 年 4 月 9 万 2,102 円であり、その総合計は 501 万 2,196 円となる。

(ケ) 町田元議員

a 第一次訴訟確定判決の内容

町田元議員の確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、政務調査用事務所は、自宅に設置されていた。

また、町田元議員は、後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」を自宅とは道路を隔てた場所のプレハブ建物に設置していた。

固定電話使用料 2 台分につき、平成 17 年度に合計 17 万 1,751 円を支払った。そして、調査研究以外に、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超える支出は違法である。

ファックス及びパソコン回線使用料につき、平成 17 年度に合計 3 万 3,422 円を支払った。そして、調査研究以外に、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超える支出は違法である。

携帯電話使用料として、平成 17 年度に合計 11 万 1,234 円を支払った。そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その 4 分の 1 を超える支出は違法である。

事務用品代・備品購入費等について、上記のとおり、政務調査用事務所と後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」と近接していること及びそれらの経費の汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その 60%を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

町田元議員は、平成 18 年度から同 22 年度の間も政務調査用事務所を自宅に設置し、後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」は、自宅とは道路を隔てた場所のプレハブ建物に設置していたと容易に推認できる。

c 本件事務費とその違法

町田元議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成 18 年度 36 万 4,048 円、5 月以降平成 19 年度 29 万 3,537 円、平成 20 年度 18 万 4,124 円、同 21 年度 36 万 7,750 円、同 22 年度 13 万 6 千円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「印刷・パソコン・電話代」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

町田元議員は、固定電話使用料 2 台分につき、平成 17 年度に合計 17 万 1,751 円を支払っている。そこで、平成 18 年度、同 19 年度、同 21 年度にも、同 17 年度分である 17 万 1,751 円（但し、平成 19 年 4 月は同額の 1/12 及び 5 月以降平成 19 年度は同額の 11/12 の各額）を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記 b のとおりの事務所の状況から、調査研究以外に、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超える平成 18 年度 8 万 5,875 円、同 19 年 4 月 7,156 円、5 月以降平成 19 年度 7 万 8,719 円、平成 21 年度 8 万 5,875 円の支出は違法である。

町田元議員は、ファックス及びパソコン回線使用料につき、平成 17 年度に合計 3 万 3,422 円を支払っている。そこで、平成 18 年度、同 19 年度、同 21 年度にも、同 17 年度分である 3 万 3,422 円（但し、平成 19 年 4 月は同額の 1/12 及び 5 月以降平成 19 年度は同額の 11/12 の各額）を支払ったものと推認するのが相当である。そして、調査研究以外に、私的にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超える平成 18 年度 1 万 6,711 円、同 19 年 4 月 1,392 円、5 月以降平成 19 年度 1 万 5,318 円、平成 21 年度 1 万 6,711 円の支出は違法である。

町田元議員は、携帯電話使用料として、平成 17 年度に合計 11 万 1,234 円を支払っている。そこで、平成 18 年度、同 19 年度、同 21 年度にも、同 17 年度分である 11 万 1,234 円（但し、平成 19 年 4 月は同額の 1/12 及び 5 月以降平成

19 年度は同額の 11/12 の各額) を支払ったものと推認するのが相当である。そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その 4 分の 1 を超える平成 18 年度 8 万 3,425 円、同 19 年 4 月 6,952 円、5 月以降平成 19 年度 7 万 6,474 円、平成 21 年度 8 万 3,425 円の支出は違法である。

町田元議員は、事務用品代・備品購入費等として、平成 18 年度 4 万 7,641 円、5 月以降平成 19 年度 3,497 円、平成 20 年度 18 万 4,124 円、同 21 年度 5 万 1,343 円、同 22 年度 13 万 6 千円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記 b のとおり、町田元議員の政務調査用事務所と後援会及び「自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部」と近接していること及びそれらの経費の汎用性の高さを考慮すれば、社会通念上相当な按分割合として、その 60%を超える平成 18 年度 1 万 9,056 円、5 月以降平成 19 年度 1,399 円、平成 20 年度 7 万 3,650 円、同 21 年度 2 万 537 円、同 22 年度 5 万 4,400 円の支出は違法である。

d 小活

よって、町田元議員の違法支出の各年度の合計は、平成 18 年度 20 万 5,067 円、平成 19 年 4 月 1 万 5,500 円、5 月以降平成 19 年度 17 万 1,910 円、平成 20 年度 7 万 3,650 円、同 21 年度 20 万 6,548 円、同 22 年度 5 万 4,400 円であり、その総合計は 72 万 7,075 円となる。

(コ) 向井元議員

a 第一次訴訟確定判決の内容

向井元議員の確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、政務調査用事務所は、自宅とは別の場所に設置されていた。

また、後援会及び「自由民主党橋本市連絡協議会」はそれぞれ、政務調査用事務所や自宅とは別の場所に設置されていた。しかし、「自民党橋本支部」の看板、向井元議員の看板等が設置されていたから、政務調査用事務所において、後援会及び「自由民主党橋本市連絡協議会」の活動が行われていたと認めるのが相当である。

さらに、向井元議員は「向井米穀店」を営んでいた。

政務調査用事務所の賃料、電気料金、水道料金、ガス代及び灯油代並びに固定電話使用料については、上記のとおり他の目的のものが活動していた事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

自宅の固定電話及びファックスの使用料として、平成 16 年度に固定電話の合計 3 万 4,598 円 (但し平成 16 年 4 月から 8 月、同 10 月から 12 月の 8 ヶ月分)、ファックスの合計 6 万 2,698 円、平成 17 年度にファックスの合計 5 万 1,168 円を支払った。そして、自宅の固定電話使用料については、私的以外に、調査研究にも利用されていたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超える支出は違法である。

ガソリン代につき、平成 16 年度合計 35 万 2,199 円、平成 17 年度合計 39 万 477 円を支払った。そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、

後援会、「自由民主党橋本市連絡協議会」及び「向井米穀店」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その 5 分の 1 を超える支出は違法である。

携帯電話使用料につき、平成 16 年度合計 14 万 9,170 円、平成 17 年度合計 14 万 4,560 円を支払った。そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会、「自由民主党橋本市連絡協議会」及び「向井米穀店」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その 5 分の 1 を超える支出は違法である。

政務調査用事務所の固定電話や事務用品・備品購入費等について、上記のとおり他の目的のものが活動していた事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

向井元議員の政務調査用事務所は、平成 18 年度には、自宅とは別の場所に設置されていたし、その事務所では、後援会及び「自由民主党橋本市連絡協議会」の活動が行われていたと認めるのが相当であると容易に推認できる。

後援会及び「自由民主党橋本市連絡協議会」は、平成 18 年度から同 24 年度の間もそれぞれ、政務調査用事務所や自宅とは別の場所に設置されていたし、向井元議員は「向井米穀店」を営んでいたことも容易に推認できる。

c 本件ガソリン代とその違法

向井元議員は、ガソリン代として、平成 16 年度合計 35 万 2,199 円、平成 17 年度合計 39 万 477 円を支払っている。この当時は事務所費に計上されていたが、平成 18 年度以降は収支報告書の調査研究費に自動車燃料代として、すなわちガソリン代相当の計上がなされている。しかも金額も個別具体的に 29 万 7,485 円と記載されていることから、当該金員を支出している。そこで、平成 23 年 4 月分を除く平成 19 年度から同 24 年度の間にも、各 29 万 7,485 円（但し、4 月分と 5 月以降分に分かれる年度は、同額の 1/12 と 11/12 の各額）を支払ったものと推認するのが相当である。そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会、「自由民主党橋本市連絡協議会」及び「向井米穀店」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その 5 分の 1 を超える平成 23 年 4 月分を除く平成 18 年度から同 24 年度に各 23 万 7,988 円（但し、4 月分と 5 月以降分に分かれる年度は、同額の 1/12 と 11/12 の各額）の支出は違法である。

d 本件事務費とその違法

向井元議員は、自宅の固定電話及びファックスの使用料として、平成 16 年度に固定電話の合計 3 万 4,598 円（但し平成 16 年 4 月から 8 月、同 10 月から 12 月の 8 ヶ月分）、ファックスの合計 6 万 2,698 円、平成 17 年度にファックスの合計 5 万 1,168 円を支払っている。そこで、平成 18 年度から同 24 年度にも上記の平均（平成 16 年度は固定電話につき 3 万 4,598 円の 12/8 にしてファックスとの合計に、平成 17 年度は前記固定電話の換算額にファックスの合計の加えた平均）額である各 10 万 8,830 円（但し、4 月と 5 月以降分に分かれる年度は同額の 1/12 と 11/12 の各額）を支払ったものと推認するのが相当である。そして、自宅の固定電話使用料については、私的以外に、調査研究にも利用されて

いたと認められるから、社会通念上相当な按分割合として、その 2 分の 1 を超える平成 18 年度から同 24 年度に各 5 万 4,415 円（但し、4 月と 5 月以降分に分かれる年度は同額の 1/12 と 11/12 の各額）の支出は違法である。

向井元議員は、携帯電話使用料につき、平成 16 年度合計 14 万 9,170 円、平成 17 年度合計 14 万 4,560 円を支払っている。そこで、平成 18 年度から同 24 年度にも上記の平均額である各 14 万 6,865 円（但し、4 月と 5 月以降分に分かれる年度は同額の 1/12 と 11/12 の各額）を支払ったものと推認するのが相当である。そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会、「自由民主党橋本市連絡協議会」及び「向井米穀店」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その 5 分の 1 を超える平成 18 年度から同 24 年度に各 11 万 7,492 円（但し、4 月と 5 月以降分に分かれる年度は同額の 1/12 と 11/12 の各額）の支出は違法である。

e 小活

よって、向井元議員の違法支出の各年度の合計は、平成 18 年度 40 万 9,895 円、平成 19 年 4 月 3 万 4,157 円、5 月以降平成 19 年度 37 万 5,737 円、平成 20 年度 40 万 9,895 円、同 21 年度 40 万 9,895 円、同 22 年度 40 万 9,895 円、平成 23 年 4 月 1 万 4,325 円、5 月以降平成 23 年度 37 万 5,737 円、平成 24 年度 40 万 9,895 円であり、その総合計は 284 万 9,431 円となる。

(㉟) 山田議員

a 第一次訴訟確定判決の内容

山田議員の確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、政務調査用事務所は、自宅とは別の場所に設置され、後援会及び「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」と併設されていた。

政務調査用事務所の事務所賃料、固定電話使用料、電気料金及び水道料金につき、上記のとおり他の目的のものが活動していた事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その 3 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

携帯電話使用料として、平成 16 年度合計 17 万 5,532 円、平成 17 年度合計 19 万 1,774 円を支払った。そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会及「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その 4 分の 1 を超える支出は違法である。

事務用品・備品購入費及び事務機器リース代等について、上記のとおり他の目的のものが活動していた事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その 3 分の 1 を超える支出は違法である。

人件費について、上記のとおり他の目的のものが活動していた事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その 3 分の 1 を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

山田議員の政務調査用事務所は、平成 18 年度から同 24 年度の間も、自宅とは別の場所に設置され、後援会及び「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」と併設されていたと容易に推認できる。

c 本件事務所費とその違法

山田議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成 18 年度 78 万 3,700 円、5 月以降平成 19 年度 57 万 3,343 円、平成 20 年度 62 万 775 円、同 21 年度 61 万 8,233 円、同 22 年度 61 万 4,223 円、同 23 年 4 月 4 万 6,183 円、5 月以降平成 23 年度 50 万 6,957 円、同 24 年度 60 万 1,205 円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務所借上費、電気・水道使用料」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

なお、平成 19 年 4 月分についても、上記 5 月以降平成 19 年度の主たる内訳欄の「事務所借上費 5 万円×11 ヶ月及び電気・水道使用料×11 ヶ月」とする記載から、5 万 2,122 円（57 万 3,343 円の 1/11）支出したと容易に推認できる。

そして、上記 b のとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その 3 分の 1 を超える平成 18 年度 52 万 2,467 円、平成 19 年 4 月 3 万 4,748 円、5 月以降平成 19 年度 38 万 2,229 円、平成 20 年度 41 万 3,850 円、同 21 年度 41 万 2,155 円、同 22 年度 40 万 9,482 円、同 23 年 4 月 3 万 789 円、5 月以降平成 23 年度 33 万 7,971 円、平成 24 年度 40 万 803 円の支出は違法である。

d 本件事務費とその違法

山田議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成 18 年度 38 万 4,850 円、5 月以降平成 19 年度 43 万 1,906 円、平成 20 年度 21 万 8,556 円、同 21 年度 59 万 8,862 円、同 22 年度 21 万 5,857 円、同 23 年 4 月 7 万 7,821 円、5 月以降平成 23 年度 21 万 1,519 円、同 24 年度 17 万 7,524 円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務機器リース、固定電話、事務用品購入費、携帯電話」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

山田議員は、携帯電話使用料として、平成 16 年度合計 17 万 5,532 円、平成 17 年度合計 19 万 1,774 円を支払っている。そこで、平成 18 年度から同 24 年度にも上記の平均額である各 18 万 3,653 円（但し、4 月と 5 月以降分に分かれる年度は同額の 1/12 と 11/12 の各額）を支払ったものと推認するのが相当である。そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、後援会及び「自由民主党和歌山県那賀郡第一支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その 4 分の 1 を超える平成 18 年度から同 24 年度に各 13 万 7,740 円（但し 4 月と 5 月以降分に分かれる年度は同額の 1/12 と 11/12 の各額）の支出は違法である。

山田議員は、事務用品・備品購入費及び事務機器リース代等として、平成 18 年度 20 万 1,197 円、5 月以降平成 19 年度 26 万 3,557 円、平成 20 年度 3 万 4,903 円、同 21 年度 41 万 5,209 円、同 22 年度 3 万 2,204 円、同 23 年 4 月 6 万 2,517 円、5 月以降平成 23 年度 4 万 3,170 円、同 24 年度 9,175 円を支出していると推認するのが相当である。そして、上記 b のとおり他の目的のものが活動していた事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その 3 分の 1 を超える平成 18 年度 13 万 4,131 円、5 月以降平成 19 年度 17 万 5,705 円、平成 20 年度 2 万 3,269 円、同 21 年度 27 万 6,806 円、同 22 年度 2 万 1,469 円、同 23 年 4 月 4 万 1,678 円、5 月以降平成 23 年度 2 万 8,780 円、同 24 年度 6,117

円の支出は違法である。

e 本件人件費とその違法

山田議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成 18 年度 96 万円、5 月以降平成 19 年度 88 万円、平成 20 年度から同 22 年度に各 96 万円、同 23 年 4 月 8 万円、5 月以降平成 23 年度 88 万円、同 24 年度 96 万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

なお、平成 19 年 4 月分についても、上記収支報告書の記載から、8 万円支出したと容易に推認できる。

そして、上記 b のとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その 3 分の 1 を超える平成 18 年度から平成 24 年度に各 64 万円（但し 4 月と 5 月以降分に分かれる年度は同額の 1/12 と 11/12 の各額）の支出は違法である。

f 小活

よって、山田議員の違法支出の各年度の合計は、平成 18 年度 143 万 4,338 円、平成 19 年 4 月 9 万 9,559 円、5 月以降平成 19 年度 127 万 863 円、平成 20 年度 121 万 4,859 円、同 21 年度 146 万 6,701 円、同 22 年度 120 万 8,691 円、平成 23 年 4 月 13 万 7,278 円、5 月以降平成 23 年度 107 万 9,680 円、平成 24 年度 117 万 3,182 円であり、その総合計は 908 万 5,151 円となる。

(シ) 吉井議員

a 第一次訴訟確定判決の内容

吉井議員の確定判決の内容は次のとおりであった。

事務所設置状況等について、政務調査用事務所は、自宅とは別の場所に、後援会である「吉井和視後援会」、政治団体「新和政策調査会」及び「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」と併設されていた。

この点、吉井議員は、政務調査用事務所以外の上記事務所が自宅と同じ敷地内にある両親宅に設置されていると陳述し、その旨届出されていた。しかし、吉井議員の政務調査用事務所が設置されている建物は、地図上で、「自民有田第一支部」及び「吉井かずみ（事）」と表示され、その建物の壁面には、自由民主党の国会議員のポスターが貼られ、政治活動に関する看板が設置され、自由民主党の国会議員のポスターが貼られていた。また、吉井議員の両親の建物は、地図上で、「吉井コンクリート産業㈱」及び「吉井組」と表示され、その建物には「吉井コンクリート産業株式会社」の看板が設置され、政治活動に関する看板やポスター等はなかった。従って、吉井議員の陳述は信用できない。

事務所費について、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超えて政務調査費を支出した部分は違法である。

携帯電話使用料として、平成 16 年度合計 18 万 2,076 円、平成 17 年度合計 15 万 1,121 円を支払った。そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、「吉井和視後援会」、「新和政策調査会」及び「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その 5 分の 1 を超える支出は違法である。

固定電話及びファックス電話使用料等について、上記のとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超える支出は違法である。

人件費について、上記のとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超える支出は違法である。

b 本件事務所設置状況等

吉井議員の政務調査用事務所は、平成 18 年度から同 24 年度の間も、自宅とは別の場所に、後援会である「吉井和視後援会」、政治団体「新和政策調査会」及び「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」と併設されていたと容易に推認できる。

c 本件事務所費とその違法

吉井議員は、事務所費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成 18 年度 11 万 3 千円、5 月以降平成 19 年度 48 万 7,200 円、平成 20 年度 53 万 8,210 円、同 21 年度 19 万 7,668 円、同 22 年度 19 万 8,058 円、同 23 年 4 月 2 万 3,412 円、5 月以降平成 23 年度 16 万 4,165 円、同 24 年度 18 万 3,118 円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「光熱費、地代」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。そして、上記 b のとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その 4 分の 1 を超える平成 18 年度 8 万 4,750 円、5 月以降平成 19 年度 36 万 5,400 円、平成 20 年度 40 万 3,657 円、同 21 年度 14 万 8,251 円、同 22 年度 14 万 8,543 円、同 23 年 4 月 1 万 7,559 円、5 月以降平成 23 年度 12 万 3,124 円、平成 24 年度 13 万 7,338 円の支出は違法である。

d 本件事務費とその違法

吉井議員は、事務費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成 18 年度 71 万 1,023 円、5 月以降平成 19 年度 50 万 7,326 円、平成 20 年度 61 万 1,327 円、同 21 年度 65 万 8,737 円、同 22 年度 62 万 7,638 円、同 23 年 4 月 10 万 2,810 円、5 月以降平成 23 年度 78 万 5,468 円、同 24 年度 88 万 2,702 円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務用費購入、コピー用紙購入、通信費等」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

吉井議員は、携帯電話使用料として、平成 16 年度合計 18 万 2,076 円、平成 17 年度合計 15 万 1,121 円を支払っている。そこで、平成 18 年度から同 24 年度にも上記の平均額である各 16 万 6,599 円（但し、4 月と 5 月以降分に分かれる年度は同額の 1/12 と 11/12 の各額）を支払ったものと推認するのが相当である。そして、その汎用性の高さを考慮すれば、調査研究以外に、「吉井和視後援会」、「新和政策調査会」及び「自由民主党和歌山県有田郡第一支部」の各活動や、私的にも利用されていたと認められるから、その 5 分の 1 を超える平成 18 年度から同 24 年度に各 13 万 3,279 円（但し 4 月と 5 月以降分に分かれる年度は同額の 1/12 と 11/12 の各額）の支出は違法である。

吉井議員は、携帯電話使用料以外の事務費として、平成 18 年度 54 万 4,424

円、5月以降平成19年度35万4,610円、平成20年度44万4,728円、同21年度49万2,138円、同22年度46万1,039円、同23年4月8万8,927円、5月以降平成23年度63万2,752円、同24年度71万6,103円を支払ったものと推認するのが相当である。そして、上記bのとおり他の目的のものが併設された事務所で使用されたから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える平成18年度40万8,318円、5月以降平成19年度26万5,957円、平成20年度33万3,546円、同21年度36万9,103円、同22年度34万5,779円、同23年4月6万6,695円、5月以降平成23年度47万4,564円、同24年度53万7,077円の支出は違法である。

e 本件人件費とその違法

吉井議員は、人件費として、政務調査費収支報告書の記載のとおり平成18年度96万円、5月以降平成19年度88万円、平成20年度96万円、同21年度96万円、同22年度109万6,500円、同23年4月8万円、5月以降平成23年度88万円、同24年度96万円を支出しており、同収支報告書の主たる内訳欄には、「事務員雇用経費」などとする以外に何の説明もない。そういうことからすれば、上記確定判決に準拠して次のとおり推認できる。

なお、平成19年4月分についても、上記収支報告書の記載内容から、8万円支出したと容易に推認できる。

そして、上記bのとおり他の目的のものが併設された事務所に係るものであるから、社会通念上相当な按分割合として、その4分の1を超える平成18年度72万円、平成19年4月6万円、5月以降平成19年度66万円、平成20年度72万円、同21年度72万円、同22年度82万2,375円、同23年4月6万円、5月以降平成23年度66万円、平成24年度72万円の支出は違法である。

f 小活

よって、吉井議員の違法支出の各年度の合計は、平成18年度134万6,347円、平成19年4月7万1,106円、5月以降平成19年度141万3,530円、平成20年度159万482円、同21年度137万633円、同22年度144万9,976円、平成23年4月15万5,360円、5月以降平成23年度137万9,861円、平成24年度152万7,694円であり、その総合計は1,030万4,989円となる。

オ 不当利得と県の損害

上記各議員は、上記のとおり違法に支出した政務調査費を不当に利得しており、県は同等額の損害を被っている。

カ 不当利得返還請求権の消滅時効とその起算日

違法に支出された政務調査費の不当利得返還請求権は、公法上の債権であり、同請求権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項前段により5年であると解されている。また、その起算日は、各支出日から進行するものと解されている。

キ 本件の各支出日

(ア) 事務所費の各支出日

事務所費から支出できる事務所の賃借料や光熱水費は、概ね月末支払いであると推量できることから、各議員の事務所費にかかる支払日は毎月末日とみなすのが相当である。

(イ) 事務費の各支出日

固定電話及びFAX電話使用料の各議員の支払日は、同電話の事業を行っている西日本電信電話株式会社を利用したものが一般的であるところ、同社の口座引き落とし日は毎月20日と設定されており、毎月20日とみなすのが相当である。

携帯電話使用料の各議員の支払日は、携帯電話の事業を行っているNTTドコモの口座引き落とし日は毎月末日であるから、毎月末日とみなすのが相当である。

上記を除く事務用品・備品購入費等の事務費の各議員の支払日は、毎月末日であったとみなすことが相当である。

(ウ) 人件費

人件費の各議員の支払日は、賃金等の支払いは後払いであり概ね20日から月末の間に支払われていると推量できることから、その平均である毎月25日であったとみなすのが相当である。

ク 不当利得返還請求が可能な違法支出金

各議員の上記違法支出金のうち、5月以降平成23年度と同24年度の違法支出金は、前記の各支払日から未だ5年を経過していず、不当利得返還請求権の行使は可能であるところ、各議員の各違法支出金は、尾崎太郎議員121万8,544円、谷議員165万4,732円、中村議員43万6,776円、新島議員196万9,088円、花田議員27万3,825円、藤山議員233万2,098円、前芝議員11万5,739円、向井元議員78万5,632円、山田議員225万2,862円及び吉井議員290万7,555円となる。

ケ 不当利得返還請求の行使が不可能な違法支出金

各議員の上記違法支出金のうち、平成23年4月分までの次の違法支出金については、上記の各支払日から5年を経過しており、不当利得返還請求権の行使は時効により不可能であると解さざるを得ない。仮に、そうだとした場合、各議員は、違法に利得した政務調査費という県民の血税を個人の私的利益にしたことに何ら変わりがなく、議員としてはあるまじき行為に他ならず、それを返還しないのは不当であり、違法に利得しているすべての政務調査費は全額返還すべきである。その各議員の金額は、尾崎太郎議員292万6千円、谷議員450万710円、中村議員115万8,405円、新島議員289万6,928円、花田議員202万8,126円、藤山議員560万6,002円、前芝議員30万6,958円、松本元議員501万2,196円、町田元議員72万7,075円、向井元議員206万3,799円、山田議員683万2,289円及び吉井議員739万7,434円である。

コ 仁坂吉伸知事の賠償責任

第一次訴訟確定判決の原審である和歌山地方裁判所が平成25年1月29日に言い渡した判決は、「ある支出が調査研究のためでもあるし、他の目的のためでもあるという場合には、その全額に政務調査費を支出すべきではないから、社会通念上相当な割合によって按分した額に政務調査費を支出できると解するのが相当である。」として、他の目的が併存する場合には、当然に按分するべきであるとした上で、各議員の「政務調査用事務所」を特定し、その事務所に併用（自宅、会社、後援会、政党支部、政治団体等との併用）する団体を所在地等から認定し、当該併用使用団体数に応じて、併設事務所の実質的な存否、その活動の有無及び経費支弁の方法などの具体的なことを一切斟酌することなく、事務所費、事務費、

人件費における社会通念上相当な按分率として採用し、当該按分率を超える部分の支出を違法とした。

前記原審の判示からすると、当該原審判決において、政務調査用事務所に他の目的の事務所の併設を認定した議員の政務調査費の当該原審判決が対象とした翌年度すなわち平成 18 年度以降、平成 24 年度（当該原審の判決言渡日の属する年度）までの間の支出についても、事実関係の変更が推認される特段の事情が認められない限り、同様の併用に基づく按分割合を超える違法支出の存することが当然推認できる。それは、仁坂知事においても、当然、推認できたと解することができる。このように、原審判決から推認できた違法支出に基づく損害の回復を求める不当利得返還請求債権は、客観的に存在する債権と解すべきである。

和歌山県は、前記不当利得返還請求債権を有していたにもかかわらず仁坂知事は、その回復を図る措置をまったく講じず、かつ、講じないことに何の説明もせず、今日に至っている。この点、最高裁平成 16 年 4 月 23 日第二小法廷判決は、「客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりする事は許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使について裁量はない」と判示している。そうすると、前記不当利得返還請求債権は、理由もなく放置する事が許されず、かつ、不行使についての裁量の無い債権にもかかわらず仁坂知事は、いたずらに放置し理由もなくその行使を怠ったと解すべきである。

それ故、その不行使により県が被った損害は、いたずらにその行使を怠った仁坂知事とその責めを負うべきであり、その不行使により時効消滅させた相当債権を賠償すべきである。

そして、その行使は、上記原審判決日の平成 25 年 1 月 29 日から 2 ヶ月の間には行使できたと解すべきであり、不行使による責めは、同年 4 月 1 日から負うべきである。そうすると、その当時、上記ケで述べている消滅時効によりその行使が不可能と解される違法支出金のうち、平成 19 年度以前の支出を除き、その行使は可能であった。

仁坂知事は当時、行使が可能であった不当利得返還請求権を時効消滅させて、その行使を不可能にしたのであるから、それら各議員の違法支出金（尾崎太郎議員 181 万 9,333 円、谷議員 277 万 4,211 円、中村議員 70 万 2,639 円、新島議員 250 万 5,775 円、花田議員 44 万 500 円、藤山議員 359 万 9,752 円、前芝議員 18 万 6,187 円、松本元議員 329 万 4,912 円、町田元議員 33 万 4,598 円、向井元議員 124 万 4,010 円、山田議員 402 万 7,529 円及び吉井議員 456 万 6,451 円）に相当する金員を賠償すべきである。

サ 仁坂吉伸知事の怠る事実

和歌山県を代表する仁坂吉伸知事は、県が被っている上記の損害の回復を図る不当利得返還請求権及び損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、今日に至るもその権限を何ら講じず違法に怠っている。

シ 結論

よって、請求の趣旨記載の勧告を求め、地方自治法第 242 条 1 項に基づき、事実証明を添付の上、請求する次第である。

(3) 添付された事実証明書

ア 尾崎太郎議員、谷議員、新島議員、花田議員、藤山議員、前芝議員、向井元議

員、山田議員及び吉井議員関係

収支報告書（平成 17 年度から同 24 年度、なお平成 19 年 4 月分が欠落している。以下同じ。）、陳述書、写真（向井元議員関係）及び報告書（吉井議員関係）

イ 中村議員及び松本元議員関係

収支報告書（平成 17 年度から平成 23 年 4 月分）及び陳述書

ウ 町田元議員関係

収支報告書（平成 17 年度から平成 22 年度）及び陳述書

エ 共通資料

西日本電信電話(株)領収証、ドコモ料金領収証、政治団体一覧表並びに第一次訴訟及び第二次訴訟確定判決

第 2 住民監査請求書の受理

本件請求は、地方自治法第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件を具備しているものと認め、平成 28 年 5 月 19 日に受理を決定した。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

請求内容を勘案し、本件政務調査費に関する返還請求及び損害賠償請求を行っていないことが、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当するのかを監査の対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局

3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人から、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会を求めない旨の申出があったため、本件請求に係る当該機会は付与しなかった。

第 4 監査の結果

1 主文

本件請求のうち時効消滅した各議員の不当利得に関するものは、県の違法若しくは不当な財産管理を怠る事実が具体的に摘示されていないので却下する。

本件請求のうち平成 20 年度及び同 21 年度政務調査費に係る仁坂知事の損害賠償責任に関するものは、請求人の主張する不当利得返還請求権が時効消滅した日（財産管理を怠る事実の終わった日）から 1 年以上経過しているので却下する。

本件請求のうち平成 22 年度から同 24 年度政務調査費に関するものは、請求に理由がないので棄却する。

2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類等の調査、監査対象機関からの事情聴取、関係人調査等から次の事項について確認した。

(1) 制度の概要

政務調査費は、平成 12 年の地方自治法改正により制度化され、この制度は平成 13 年 4 月 1 日に施行された。

地方自治法（ただし、平成 24 年改正前の旧法。）は、普通地方公共団体の条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対して政務調査費を交付することができるとし、他方、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収

入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている。

本県においても、平成 12 年の地方自治法改正を受け、本件条例及び本件規程が制定され、いずれも平成 13 年 4 月 1 日から施行された。

条例及び規程は、同法の規定に基づき、次のとおり政務調査費の交付に関する必要な事項を定めている。

政務調査費は議員に対して交付し（条例第 2 条）、議員は政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない（条例第 10 条）。

議員に係る政務調査費の使途基準について、事務所費は議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料、管理運営費等）とし、事務費は議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費（事務用品・備品購入等、通信費等）とし、人件費は議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）とする（規程別表第 2）。

議員は、政務調査費に係る収支報告書を毎年 4 月 30 日までに議長に提出しなければならない（条例第 11 条第 1 項）。

議長は、議員から提出された収支報告書の写しを知事に送付する（規程第 6 条）。

知事は、議員が交付を受けた政務調査費の総額からその年度において行った政務調査費による支出（使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる（条例第 9 条第 4 項）。

政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を作成しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して 3 年を経過する日まで保存しなければならない（規程第 7 条）。

(2) 本件使途基準（規程に定める使途基準をいう。以下同じ。）のより詳細な基準

本件政務調査費の使途基準については、条例に基づき、規程第 4 条（別表第 2）で定められているが、より詳細な基準として「政務調査費運用の手引」及び「政務調査費運用の手引細則」（以下「手引等」という。）が作成されている。

手引等は、「政務調査費運用に当たっての三原則」の「按分に当たっての指針」について、「議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等、多彩であり、一つの活動が政務調査費の対象となる調査研究活動と他の活動の両面を有する場合が考えられる」とし、「この際、政務調査費の充当は、各活動の時間割合その他合理的方法による実績に応じた按分により行う」との基準を示している。

その上で、各項目の按分の考え方について、「事務所の賃借料」及び「事務費」の使用実態が明らかでない場合は、活動数で按分して政務調査費への充当を認めることとしている。「人件費」は、常時雇用において他の用務にも従事している場合は按分すべきものとしている。

(3) 議会事務局における本件政務調査費の確認

条例の規定に基づき交付した本件政務調査費について、毎年度 4 月 30 日までに各議員から収支報告書の提出を受けた議長は議会事務局をして、当該収支報告書の計数チェックと領収書の突合等によりその内容を確認させ、内容が明確でないものについては、議員に確認させるなどしていた。

また、領収書の提出義務がなかった事務所費、事務費及び人件費についても、議員

の協力でできる限り提示してもらい、その内容を確認させていた。

しかしながら、当時の審査記録がないため、本件政務調査費に係る具体的な審査内容は確認できなかった。

第5 監査委員の判断

本件請求において、請求人は「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」の原因として特に次の点を主張している。

本件政務調査費については、支出の裏付け証拠の保存期間が徒過しているとして議員側に支出の裏付け証拠資料等が一切ないとしても、本県の平成14年度から同17年度の政務調査費に関する訴訟判決が対象とする平成14年度から同17年度の後、事実関係の変更が推認される特段の事情が認められないことから、第一次訴訟確定判決に準拠して各議員の違法支出が推認できる。

このうち返還請求権が時効消滅した違法支出金であっても、各議員が違法に利得した公金を個人の私的利益にしたことに何ら変わりがなく、それを返還しないのは不当であり、何らかの形で各議員に是正させることを求める。

また、第一次訴訟確定判決の原審である和歌山地方裁判所が平成25年1月29日に言い渡した判決（以下「第一次訴訟原審判決」という。）の判示からすると、平成18年度以降、平成24年度（第一次訴訟原審判決言渡日の属する年度）までの間の支出についても、事実関係の変更が推認される特段の事情が認められない限り、違法支出の存することが推認できたにもかかわらず、仁坂知事は、不当利得返還請求債権をいたずらに放置し、理由もなくその行使を怠り、当該債権を時効消滅させた。第一次訴訟原審判決から2か月の間には当該不当利得返還請求債権を行使できたと解すべきであり、その不行使による責めは、同年4月1日から負うべきである。

このことについて、監査委員は次のとおり判断する。

1 時効消滅した各議員の不当利得に関する請求

本件請求のうち時効消滅した各議員の不当利得に関するものについては、「返還請求権が消滅した違法支出金であっても、違法に利得した公金を個人の私的利益にしたことに何ら変わりがなく、それを返還しないのは不当であり、何らかの形で各議員に是正させること」を求めているが、請求人は「不当利得を返還しない」各議員の不当を述べるのみで、県の違法若しくは不当な財務会計行為を具体的に摘示していないので、不適法な監査請求である。

2 平成20年度及び同21年度政務調査費に係る仁坂知事の損害賠償責任に関する請求

本件請求で各議員が不当利得を問われているのは、調査研究に資するため必要とはいえない経費に政務調査費を支出したことである。そして、本件政務調査費の交付、使用及び返還の仕組みからすれば、どの支出に政務調査費が充当され、それが本件使途基準に適合したものの否かは、各議員が収支報告書を議長に提出した時点で最終的に確定するものと解される（第一次訴訟原審判決参照）。

本件請求の政務調査費については、毎年4月30日までに各議員が議長に収支報告書を提出した時点で、仮に使途基準に適合しない支出を政務調査費に充当したことが最終的に確定し、不当利得返還請求権が発生していたとしても、公法上の債権である当該請求権は、地方自治法第236条第1項の規定により5年間これを行わないときは、時効により消滅する。

そうすると、本件請求のうち平成21年度以前の政務調査費に関するものについては、

平成 22 年 4 月 30 日までに各議員が議長に収支報告書を提出した時点で、仮に不当利得が確定し知事の返還請求権が発生していたとしても、これらの債権は 5 年間行使されておらず、平成 27 年 4 月 30 日時点で既に時効消滅しているものと解される。

ところで、地方自治法第 242 条第 2 項は、住民監査請求のうち財務会計行為を対象とするものは、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができないものと規定している。これは、財務会計行為は、たとえそれが財務会計法規に違反して違法であるか、又は財務会計法規に照らして不当なものであるとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことは、法的安定性を損ない好ましくないことから、監査請求期間を、非継続的な財務会計行為については当該行為のあった日から、継続的な財務会計行為については当該行為の終わった日から、それぞれ 1 年間に限ることとしたものである（最高裁判所平成 14 年 7 月 2 日第三小法廷判決参照）。

また、不当利得返還請求権の行使を怠り、当該請求権を消滅時効期間の経過により消滅させるなどしたことが違法であるとし、当該怠る事実（以下「第 1 の怠る事実」という。）が違法であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実（以下「第 2 の怠る事実」という。）とした上で、第 2 の怠る事実を対象とする監査請求がされたときは、当該監査請求については、第 1 の怠る事実の終わった日を基準として 1 年の監査請求期間の制限に服するものと解するのが相当である（最高裁判所平成 19 年 4 月 24 日第三小法廷判決参照）。

したがって、本件請求のうち平成 20 年度及び同 21 年度政務調査費に係る仁坂知事の損害賠償責任（第 2 の怠る事実）に関するものは、不当利得返還請求権が時効消滅した日（第 1 の怠る事実の終わった日）から 1 年以上経過しており、不適法な監査請求である。

3 平成 22 年度から同 24 年度政務調査費に関する請求

本件政務調査費に関する「違法な怠る事実」があるというためには、県が本件議員らに対し、不当利得返還請求権を有していることが必要であるところ、不当利得返還請求権の要件である「法律上の原因がないこと」については、当該返還請求権があることを主張する者に立証責任があると解される（最高裁判所昭和 59 年 12 月 21 日第二小法廷判決参照）。

請求人は「推認」により各議員の不当利得を主張するが、監査委員監査においては、地方自治法で定められた監査権限により入手した証拠書類等に基づき事実認定すべきであり、「推認」による事実認定はすべきではない。

本件政務調査費については、収支報告書の提出期限の翌日から起算して 3 年を経過し、本件監査請求時点で既に証拠書類等の保存期間を経過しており、地方自治法で定められた監査権限によっては、当該支出に関する事実を確認することはできず、その違法性も認められない。

そして、各議員の不当利得が認められない以上、その不当利得の返還請求権の不行使により一部時効消滅させたと請求人が主張する、仁坂知事の損害賠償責任についても認められない。

したがって、本件請求のうち平成 22 年度から同 24 年度政務調査費に関するものは、請求人の主張に理由がない。